重要なお知らせ

令和７年度（来年度）から
町税の納め方が変わります！

※年金や給与から直接納付されている方の変更はありません！

国が行政サービスのデジタル化を推進するため、全国標準化に関する法律が施行されました。大町町においても、税金の納め方が、全国標準となる「単税徴収方式」に変更されます。

令和7年度（来年度）からは、それぞれの税目ごとに納付する方式となり、3つの税目（固定資産税、住民税、国民健康保険税）ごとに納付回数、納付月が変わります。

今年度まで

「集合徴収方式」による納付回数と納付月

税目（集合税）	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 住民税 国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

令和7年度（来年度）より

「**単税徴収方式**」による納付回数と納付月

税目（単税）	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	4回		1期		2期					3期		4期	
住民税	4回			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

Q 「単税徴収方式」になると、どう変わるの？

A **大きく変わるのは、「納付回数」と「納付月」です。**固定資産税、住民税は、「納付回数」が10回から4回に変わります。またそれぞれ税目の「納付月」は上記表のように決められています。ただし、「納付回数」と「納付月」が変わるだけで、**年税額が増えることはありません。**

令和７年度からの納付に関する詳細、お手続きについては、今後、町広報誌や町ホームページ等でお知らせします。

お問い合わせ　町民課　税務係　TEL　0952 (82) 3115

令和７年度からの納税方法

～単税化方式によるＱ＆Ａ～

単税化の疑問について
お答えします！

Q 町税の納め方が、単税化になるとどう変わるの？

①税目（固定資産税、住民税、国民健康保険税）ごとに納付します。
単税化に変わることで、それぞれ税目ごとに納めることになります。

②納付回数と納付月が変わります。
「納付回数」は固定資産税、住民税においては、４回に変わります。
「納付月」は、それぞれの税目ごとに下記表のようになります。

≪単税化方式による納付スケジュール≫

税　目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	4回		1期		2期					3期		4期	
住民税	4回			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

Q 単税化になることで、どのようなメリットがありますか？

①納税通知書、納付書が税目ごと（固定資産税、住民税、国民健康保険税）に発行されます。
それぞれ税目ごとに発行されることで、課税内容が分かりやすくなります。

②口座振替が税目ごとに設定できます。
今までの集合税の場合、3税まとめて口座登録を行い振替を行っていましたが、
これからは税目ごとに口座登録が可能となり、それぞれの口座で振替が行われます。

Q 単税化により、税の負担が増えますか？

年税額による金額は同じであるため、新たな負担は発生しません。
固定資産税と住民税は「納付月」「納付回数」が変更となるため、これに伴う納税相談については、大町町役場町民課税務係までお気軽にお問合せください。

Q 町県民税（住民税）は勤務先から給与天引きされていますが、変更はありますか？

勤務先から給与天引き（特別徴収）されている方は、今までと変更はありません。
町県民税を、納付書又は口座振替で納めている方が対象となります。
自身が対象かどうかご不明な場合、大町町役場町民課税務係までお問い合わせください。

Q 現在、口座振替の登録をしていますが、新たに手続きの変更は必要ですか？

手続きは必要ありません。
現在、口座振替により納付している方で、今後も同じ口座により振替をされる方は、改めて手続きは不要です。ただし、税目ごとに口座を分ける場合や、新たに口座振替を希望される方は、町指定の金融機関で手続きを行う必要があります。

お問合せ　町民課　税務係　TEL　0952 (82) 3115